

各管区警察局公安（保安）部長
警視庁刑事部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁暴一発第74号
平成6年9月5日
警察庁暴力団対策第一課長

不当要求情報管理機関の登録要領について

不当要求情報管理機関の登録については、不当要求情報管理機関登録規程（平成3年国家公安委員会告示第5号。以下「規程」という。）及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の施行について（平成4年2月20日付け警察庁丙捜二発第9号、警察庁丙少発第3号）」によりその基本的事項が示されているところであるが、その登録要領の細目については下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされた

記

1 登録の審査基準

(1) 不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とする、事業者が共同して任意に設立した組合的性格の団体であること。

ア 「不当要求」とは、「暴力団員により事業者の事業に関し行われる暴力的要求行為その他の不当な要求」をいい、「不当要求に関する情報（以下「不当要求情報」という。）」とは、各事業者が収集した不当要求に関する事実、不当要求の行為形態、不当要求の防止又は撃退に成功した措置等に関する情報をいう。

イ 「不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とする」とは、不当要求情報の収集及び当該情報の提供に関する業務（以下「不当要求情報関連業務」という。）を事業の遂行と見られる程度に反復、継続して行っていることであり、具体的には、寄附行為、定款、規約その他これに相当するものを記載した書面において、その事業内容として不当要求情報関連業務を行うことが明記されていることが必要である。

ウ 「事業者が共同して任意に設立した組合的性格の団体」とは、事業者が互いに協力して不当要求による事業者及び使用人等の被害を防止することを目的として事業者が共同して設立した公益法人、事業協同組合、任意団体やこれらに置かれる機関がこれに該当するが、株式会社、有限会社等等営利を目的とする団体（情報提供の対価として実費相当の手数料を徴収するに過ぎない団体は営利を目的とする団体には該当しない。）はこれに該当しない。

具体的には、建設業や金融業の暴力追放協議会等同一の業種、職域の事業者や各都道府県の企業防衛対策協議会等一定の地域の事業者が自主的に組織し、かつ、当該団体固有の常設の事務局及び常勤の事務職員を有している団体が該当する。

したがって、幹事会社に事務局を設置し、幹事会社の交替に伴って、事務局及び事務職員に変動を来すような暴力追放のための連絡組織については、不当要求情報管理機関として登録することは予定していない。

(2) 登録の要件（規程第3条）

ア 第3条第1号の要件

「主要な職員」とは、登録の申請を行う団体における理事、監事等と同様の職務を行う者、すなわち、業務の執行、業務執行の監査等の権限を有する者をいう。

イ 第3条第3号の要件

不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を業とするため必要な体制が整備されていること。

次の（ア）から（オ）までの条件を充足していること。

（ア）不当要求情報関連業務を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎を有していること。

次の経費を支出するために十分な経理的基礎を有していること。

a 不当要求情報関連業務に使用する恒久的事務所の設置に要する経費（事務所借上げ費等）

- b 不当要求情報関連業務に従事する常勤の事務職員の設置に要する経費（常勤の事務職員の給与費等）
 - c 情報処理機器の設置及び運用に要する経費（情報処理機器の購入、賃借、保守等に要する経費）
- (イ) 不当要求情報関連業務若しくはそれに類する業務に従事した期間が通算して3年以上であり、又はこれと同等以上の知識経験を有すると認められる常勤の職員を不当要求情報関連業務に従事させていること。
- a 「不当要求情報関連業務・・・に従事した期間が通算して3年以上である常勤の職員」には、登録を申請する団体において、申請前から当該団体の業務として不当要求情報関連業務を行っている場合において、当該業務を通算して3年以上行っている者が該当する。
 - b 「不当要求情報関連業務に類する業務・・・に従事した期間が通算して3年以上である常勤の職員」には、次のような者が該当する
 - (a) 警察本部又は警察署において、暴力団取締り又は暴力相談業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (b) 警察本部又は警察署において困りごと相談業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (c) 企業の総務担当者又は不当要求防止責任者として、暴力団や総会屋等との対応に従事した経験が3年以上である者
 - c 「これと同等以上の知識経験を有する者」には、例えば、次のような者が含まれる。
 - (a) 警察本部又は警察署において暴力団取締り又は相談業務に従事した経験及び登録を申請する団体又はその他の団体において不当要求情報関連業務に従事した経験が通算して3年以上である者
 - (b) 企業の総務担当者又は不当要求防止責任者として暴力団や

総会等との対応に従事した経験及び登録を申請する団体その他の団体において不当要求情報関連業務に従事した経験が通算して3年以上である者

不当要求情報関連業務に従事する常勤の職員は、上記a～cまでに該当している必要があるが、当分の間は、これらに該当しない者でも適任と認められる者であればやむを得ない。

(ウ) 不当要求情報関連業務に使用する恒久的な施設を有していること。

当該団体等の事務所に事務局を設置し、事務局の設置場所が頻繁に移動しないこと。

すなわち、常設の事務局を置かず、幹事会社に事務局を設置し、幹事会社の交替に伴って、事務局の所在場所が変更するような暴力追放のための連絡組織を登録することは予定していない。

(エ) 不当要求情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、若しくは出力又はこれに類する処理のために、電子計算機その他の情報処理機器が使用されていること。

(オ) 不当要求情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他当該情報の適切な管理のための措置が定められていること。

a 情報処理機器の設置場所及び不当要求情報を登録したフロッピーディスクその他の不当要求情報を記載した資料の保管場所を物理的に区画し、資料は施錠のできるキャビネット等に保管するとともに、区画の入口に施錠設備を設けて関係者以外の出入りを制限するなど物理的な安全確保措置を講じていること。

b 次の事項を規定した不当要求情報の適切な管理のための規程を整備していること。

(a) 役員又は職員の不当要求情報に関する秘密保持及び目的外利用の禁止に関する事項

(b) 不当要求情報の適正な管理に関する職員の意識の啓発及び教育に関する事項

- (c) 不当要求情報の適正な管理に係る事務を統括管理する者の指定に関する事項
- (d) 不当要求情報に係る電子計算機及び端末装置を設置する場所の入出場の管理その他これらの施設への不正なアクセスを予防するための措置に関する事項
- (e) 不当要求情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項
- (f) 不当要求情報の提供先及び提供先における不当要求情報の安全確保に関する事項

2 登録申請書の添付書類（規程第4条第2項）

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当するもの（以下「定款等」という。）を記載した書面（第1号）

不当要求情報管理機関としての登録を受けるためには、当該法人等の団体が、その定款等において、不当要求情報関連業務を当該団体の事業として行うことを明記しておかなければならない。

なお、規定の仕方としては、不当要求情報関連業務を行うことが解釈上読めるというだけでは足りず、明文で規定してあること。

- (2) 法人にあっては、登記簿の謄本（第2号）

法人格を有する団体にあっては、法人登記簿の謄本である。

- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

不当要求情報管理機関の組織の実態に照らし、当該組織が法人その他の団体である場合には、理事、監事等の役員について記載する。

また、上記以外の場合にあっては、業務の執行、業務執行の監査等の権限を有する者について記載する。

略歴については、本籍地、現住所、氏名、生年月日、最終学歴、職歴及び賞罰のほか、その他本人の意向により各種役職等を記載する。

- (4) 役員のうちに、不当要求情報管理機関登録規程（平成4年国家公安委員会告示第5号）第3条第1号イからハまでに該当する者がないことを誓約する書面

団体の代表者名による誓約書を作成すること。

- (5) 不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供に係る業務に従事する役員又は職員の氏名及び住所並びにこれらの業務又はそれに類する業務に従事した経歴を記載した書面

不当要求情報関連業務従事者の一覧表及び不当要求情報関連業務従事者経歴書を作成のこと。

- (6) 業務に係る事業者の事業の種別、業務に係る区域その他現に行っている業務の概要を記載した書面

ア 業務に係る事業者の事業の種別及び業務に係る区域（業務を行う事務所の所在地の一覧表）を記載した書面

イ 申請を行う年度の事業計画書及びそれに伴う収支予算書（登録を受けようとする時期が事業年度の後半に当たるときは、翌年度の事業計画及び収支予算書の概要も必要である。）

ウ 過去3年度分の事業報告書及びそれに伴う収支決算書

エ 不当要求情報の収集及び提供の実績（新設の団体の場合には、実績の予想で可）

オ 団体における情報処理のチャート図

カ 資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

(ア) 財産目録

登録の申請をする際に、既に存する財産に限って記載すること。

また、登録後速やかに寄附又は収入予定の財産がある場合にはこれについても別に記載することが必要である。

(イ) 財産目録に記載した各財産を証明する書類

(寄附書等の証拠、証明書類)

(注) 「財産目録に記載した各財産を証明する書類」とは、財産目録に記載した各財産についての寄附書等の証拠、証明書類である。

登録後寄付を予定されている財産については、それぞれの財産の寄附申込書並びに寄付者、寄付金品及び寄附の時期の一覧表のほか、財産が現金であれば、それに相当する金額の寄付者の銀行預金残高証明書、証券等の預り証の写し、不動産の場合には、所有権を示す登記簿の謄本、価格評価書の写し等その寄付が確実に履行されることを証する書類の添付が必要である。

(7) 組織及び運営に関する事項その他参考となる事項を記載した書面

次のような書面が必要であるが、これらの書面以外にも、団体の内部規程として整備されているものについては、すべて添付することが望ましい。

ア 不当要求情報関連業務に従事する常勤の職員が規程第3条第1号イからハまでに該当しない旨を誓約する書面

団体の代表者名による誓約書

イ 不当要求情報関連業務に使用する施設の状況を明らかにした図書

(ア) 事務所の付近の見取図並びに事務所の見取図及び写真並びに支所等の一覧表

(イ) 事務所の権原を明らかにする書面(不動産登記簿、賃貸借契約書の写し等)

ウ 不当要求に関する情報を処理する電子計算機その他の情報処理機器及び当該システムの設備の状況を明らかにした図書

(ア) 設置する情報処理機器のシステムの説明書

(イ) システムの写真

エ 不当要求に関する情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他当該情報の適切な管理のための措置を記載した書面

- (ア) 情報の適切な取扱要領について規程した規程
- (イ) システムの物理的な隔離状況を示す写真
- オ その他参考となる事項を記載した書面
- (ア) 役員の権限分担表
- (イ) 機関及び事務局の組織図
- (ウ) 職員名簿
- (エ) 事務処理規程（不当要求情報関連業務実施要領についての規程）
- (オ) 就業規則
- (カ) その他

3 その他

(1) 登録番号

各都道府県ごとに登録順の一連番号とする。なお、登録の更新を行った場合においてもこの登録番号の変更は行わない。

(2) 警察庁への登録の報告及び警察庁から各都道府県警察への通報の方法

ア 警察庁への登録の報告

別紙1の様式により、警察庁への通報を行う。

イ 警察庁から各都道府県警察への通報の方法

別紙2の様式により、各都道府県警察に通報を行う

(3) 変更の届出

登録規程第9条第1項の規定による変更の届出は、別紙3の様式によるものとする。

警察庁暴力団対策部長 殿

〇〇県警察本部長

〇〇〇〇の不当要求情報管理機関としての登録について（報告）
不当要求情報管理機関登録規程第2条の規定により、下記のとおり、不当要求情報管理機関の登録を行ったので報告する。

記

名 称	
主たる事務所の所在地	
代表者の氏名	
業務に係る事業者の事業の種別	
業務の概要	
業務に係る区域	
業務を行う事務所等の名称及び所在地	
登録をした年月日	

記載要領

文 書 番 号
平成 年 月 日

警察庁暴力団対策部長 殿

〇〇県警察本部長

〇〇〇〇の不当要求情報管理機関としての登録について（報告）

不当要求情報管理機関登録規程第2条の規定により、下記のとおり、不当要求情報管理機関の登録を行ったので報告する。

記

名 称	〇〇〇〇
主たる事務所の所在地	〇〇県××区〇〇1丁目2番3号 〇〇ビル3階
代表者の氏名	理事長 甲野 一郎
業務に係る事業者の事業の種別	
業務の概要	
業務に係る区域	〇〇県の区域
業務を行う事務所等の名称及び所在地	別紙記載のとおり。
登録をした年月日	平成 年 月 日

別紙

業務を行う事務所等の名称及び所在地

名 称	所 在 地

各管区警察局長
各都道府県警察の長 殿
各方面本部長

警察庁丙暴暴一発第 号
平成 年 月 日
警察庁暴力団対策部長

〇〇〇〇の不当要求情報管理機関としての登録について（通知）

不当要求情報管理機関登録規程第2条の規定により、下記のとおり、不当要求情報管理機関の登録がなされたので通知する。各都道府県暴力追放運動推進センターにも通知されたい。

記

名 称	
主たる事務所の所在地	
代表者の氏名	
業務に係る事業者の事業の種類別	
業務の概要	
業務に係る区域	
業務を行う事務所等の名称及び所在地	
登録をした公安委員会	
登録をした年月日	

記載要領

各管区警察局長
各都道府県警察の長 殿
各方面本部長

警察庁丙暴暴一発第 号
平成 年 月 日
警察庁暴力団対策部長

〇〇〇〇の不当要求情報管理機関としての登録について（通知）

不当要求情報管理機関登録規程第2条の規定により、下記のとおり、不当要求情報管理機関の登録がなされたので通知する。各都道府県暴力追放運動推進センターにも通知されたい。

記

名 称	〇〇〇〇
主たる事務所の所在地	〇〇県××区〇〇1丁目2番3号 〇〇ビル3階
代表者の氏名	理事長 甲野 一郎
業務に係る事業者の事業の種別	
業務の概要	
業務に係る区域	〇〇県の区域
業務を行う事務所等の名称及び所在地	別紙記載のとおり。
登録をした公安委員会	〇〇県公安委員会
登録をした年月日	平成 年 月 日

別紙

業務を行う事務所等の名称及び所在地

名 称	所 在 地